

(平成30年1月1日現在)

(単位:円)

裁判官・検察官の給与月額表

裁判官		検察官		報酬・俸給	地域手当	扶養手当	初任給 調整手当	月額合計	6月期 期末手当	6月期 勤勉手当	12月期 期末手当	12月期 勤勉手当	年収合計額
最高裁長官				2,010,000	402,000			2,412,000	5,350,117		5,859,652		40,153,769
最高裁判事		検事総長		1,466,000	293,200			1,759,200	3,902,125		4,273,756		29,286,281
東京高裁長官				1,406,000	281,200			1,687,200	3,742,420		4,098,841		28,087,661
高裁長官		東京高検検事長		1,302,000	260,400			1,562,400	3,465,598		3,795,655		26,010,053
		次長検事,検事長		1,199,000	239,800			1,438,800	3,191,438		3,495,384		23,952,422
判 1		検 1		1,175,000	235,000			1,410,000	1,241,093	1,886,462	1,538,956	1,886,462	23,472,973
判 2		検 2		1,035,000	207,000			1,242,000	1,093,218	1,661,692	1,355,591	1,661,692	20,676,193
判 3	簡○	検 3		965,000	193,000			1,158,000	1,019,281	1,549,307	1,263,908	1,549,307	19,277,803
判 4	簡 1	検 4		818,000	163,600			981,600	864,012	1,313,299	1,071,375	1,313,299	16,341,185
判 5	簡 2	検 5		706,000	141,200			847,200	745,712	1,133,483	924,683	1,133,483	14,103,761
判 6	簡 3	検 6	副○	634,000	126,800			760,800	669,662	1,017,887	830,381	1,017,887	12,665,417
判 7	簡 4	検 7	副 1	574,000	114,800			688,800	606,287	921,557	751,796	921,557	11,466,797
判 8		検 8	副 2	516,000	103,200			619,200	545,025	828,438	675,831	828,438	10,308,132
	簡 5		副 3	438,500	91,300	18,000		547,800	781,731	815,171	898,131	815,171	9,881,804
補 1	簡 6	検 9	副 4	421,100	87,820	18,000		526,920	751,590	782,824	861,579	782,824	9,501,857
補 2	簡 7	検 10	副 5	387,400	81,080	18,000		486,480	693,213	720,176	794,659	720,176	8,765,984
補 3	簡 8	検 11	副 6	364,500	76,500	18,000		459,000	616,183	637,510	706,357	637,510	8,105,560
補 4	簡 9	検 12	副 7	341,200	71,840	18,000		431,040	578,210	596,758	662,826	596,758	7,607,032
補 5	簡 10	検 13	副 8	319,200	67,440	18,000	19,000	423,640	566,067	396,446	635,382	396,446	7,078,021
補 6	簡 11	検 14	副 9	304,100	64,420	18,000	30,900	417,420	540,541	377,692	606,729	377,692	6,911,694
補 7	簡 12	検 15	副 10	286,800	60,960	18,000	45,100	410,860	511,295	356,205	573,903	356,205	6,727,928
補 8	簡 13	検 16	副 11	276,500	58,900	18,000	51,100	404,500	493,883	343,413	554,358	343,413	6,589,067
補 9	簡 14	検 17	副 12	254,100	54,420	18,000	70,000	396,520	437,339	301,870	490,891	301,870	6,290,210
補 10	簡 15	検 18	副 13	245,200	52,640	18,000	75,100	390,940	422,948	291,297	474,738	291,297	6,171,560
補 11	簡 16	検 19	副 14	238,500	51,300	18,000	83,900	391,700	394,584	270,459	442,901	270,459	6,078,803
補 12	簡 17	検 20	副 15	232,400	50,080	18,000	87,800	388,280	385,169	263,541	432,333	263,541	6,003,944
			副 16	221,000	47,800	18,000		286,800	367,573	250,614	412,582	250,614	4,722,983
			副 17	213,200	46,240	18,000		277,440	339,864	230,256	381,480	230,256	4,511,136

(注)

- 1 裁判官及び検察官の項中、「判」、「補」、「簡」、「検」及び「副」は、それぞれ判事、判事補、簡易裁判所判事、検事及び副検事を示し、○印は、裁判官の報酬等に関する法律第15条の報酬又は検察官の俸給等に関する法律第9条の俸給を、アラビア数字は、前記両法律別表の号を示す。
- 2 地域手当は、東京都(特別区)(支給割合:20%)の場合の月額による(東京都(特別区)は1級地に該当)。
- 3 扶養手当は、配偶者(10,000円)及び子1人(8,000円)を扶養親族とする場合の月額による。
- 4 初任給調整手当は、副検事には支給されない。
- 5 「補5, 簡10, 検13, 副8」から「補12, 簡17, 検20, 副15」までの「月額の合計」及び「年収合計額」の各欄は、初任給調整手当を受ける者についての額を掲げた。
- 6 期末手当及び勤勉手当は、各支給月ごとの月額を掲げた。
ただし、「高裁長官」及び「次長検事・検事長」以上の者は、期末手当(3.3月分)のみで、勤勉手当の支給はない。また、「判1~8」、「簡〇~4」、「検1~8」及び「副〇~2」の者は、期末手当(1.4月分)及び勤勉手当(1.9月分)を、「補1~4」、「簡5~9」、「検9~12」及び「副3~7」の者については、期末手当(2.2月分)及び勤勉手当(2.2月分)を、「補5」、「簡10」、「検13」及び「副8」以下の者については、期末手当(2.6月分)及び勤勉手当(1.8月分)をそれぞれ掲げた。
なお、これらの手当の算定の基礎となる給与には、「補2」、「簡7」、「検10」及び「副5」以上の者については報酬又は俸給月額の25%を、「補3, 4」、「簡8, 9」、「検11, 12」及び「副6, 7」の者については報酬又は俸給月額の15%を加算した上、これらの者については更に報酬又は俸給月額にこれに対する地域手当を加えた額の20%を加算し、「補5~8」、「簡10~13」、「検13~16」及び「副8~11」の者については報酬又は俸給月額にこれに対する地域手当を加えた額の15%を、「補9, 10」、「簡14, 15」、「検17, 18」及び「副12, 13」の者については報酬又は俸給月額にこれに対する地域手当を加えた額の10%を、「補11, 12」、「簡16, 17」、「検19, 20」及び「副14~16」の者については報酬又は俸給月額にこれに対する地域手当を加えた額の5%を加算した。